



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年1月15日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	慢性便秘症に対して、ルビプロストン(アミティーザカプセル)、リナクロチド(リンゼス錠)、エロビキシバット(グーフィス錠)、これら3つの薬剤はそれぞれ作用機序が異なるため、3剤のうち2剤の併用を原則認める。	3種の便秘治療薬のうち、エロビキシバットは「胆汁酸トランスポータ阻害薬」に、ルビプロストンとリナクロチドは「粘膜上皮機能変容薬」に分類されている。 ルビプロストンとリナクロチドにおいては、作用機序として、最終的には「腸管内に Cl イオンを分泌させることにより腸管内への水分分泌を促進させて排便を促進させる」ものの、Cl イオン分泌までの作用機序が異なること、またリナクロチドは消化管粘膜下の内臓感覚神経を抑制して内臓感覚過敏を改善させる作用を持つことから、作用機序が異なっている。 従ってこれら3つの薬剤は、作用機序が異なるため、3剤のうち2剤の併用は原則認められると判断した。	適用年月日 令和7年5月1日 令和8年1月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

広島審査事務センター

・内科・歯科審査室内科審査課(TEL:082-576-7780)